

理由

課税期間が満了したスペイン及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンを除き、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税について、関税率法の規定に基づき、その課税期間を延長する必要があるからである。